

尾道市都市再生協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年7月3日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市都市再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）に基づく立地適正化計画の作成、変更及び実施に関し必要な協議を行うため、法第117条第1項の規定に基づき尾道市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体
- (3) 地域住民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(運営)

第3条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を1人置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じて、協議会の会議に委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員は、協議会の会議に出席できないときは、その委員の代理人を出席させることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は、妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、建設部まちづくり推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

(最初の任期の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。